

神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定素案（概要）

神奈川県海岸漂着物対策地域計画は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく法定計画であると同時に、海岸漂着物対策を推進する廃棄物分野の部門別計画でもある。

この計画は、2011（平成 23）年 3 月の策定から既に 10 年以上が経過し、また、廃棄物分野の総合的な計画である「神奈川県循環型社会づくり計画」を 2023（令和 5）年度中に改定する予定であることから、法改正など国の状況の変化や県の関連計画の策定などの状況を踏まえ、改定するものである。

1 改定の背景等

（1）現行計画の概要

【計画の名称】

神奈川県海岸漂着物対策地域計画

【重点区域：海岸漂着物対策を重点的に推進する区域】

横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸（港湾施設及び漁港施設を除く。）、河川河口部及び海岸砂防林（延長約 150km）

【計画期間】

定めなし

【基本方針】

○海岸漂着物等の処理

- ・海岸清掃の一元化や総合的な海岸美化を推進するため、公益財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」という。）による海岸清掃を基本とする。

○海岸漂着物等の発生抑制及び普及啓発等

- ・関係機関が連携して、3 R や廃棄物の不適正処理・不法投棄の防止の取組を推進する。
- ・美化財団による海岸美化に関する普及啓発、美化団体による交流の促進、支援及び助成並びに海岸美化に関する調査・研究を展開する。

（2）国の動向

○2009（平成 21）年の法施行後も国内外から流れてきた多くの海岸漂着物等が存在し、沿岸海域へ流出した漂流ごみ等により海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。また、近年ではマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的な関心が高まり、世界規模の問題となっている。

○2018（平成 30）年の法改正に伴い、2019（令和元）年に法に基づく国の基本方針が変更され、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となった取組の推進や、漂流ごみ等及びマイクロプラスチックの排出抑制に関する事項等が追加された。

【基本方針の主な変更内容】

- ・内陸地域と沿岸地域が一体となった取組・・・海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となり、海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要であることを、基本的方向性に追加
- ・漂流ごみ等の追加・・・沿岸海域に漂流し、又はその海底に存するごみ等を「漂流ごみ等」と定義し、海岸漂着物等に追加
- ・マイクロプラスチック対策・・・事業者は、マイクロプラスチックが海洋に流出しないよう使用の抑制に努め、国は、使用の抑制、飛散・流出防止の措置等について実態を把握

(3) 県の動向

ア かながわプラごみゼロ宣言の発表

- 2018（平成 30）年に鎌倉市の由比ガ浜海岸でシロナガスクジラの赤ちゃんが海岸に打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されたことを契機に、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表した。
- 2030（令和 12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラスチックごみをゼロにすることを目標としている。

イ 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の策定

- 2023（令和 5）年に、「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、プラスチックの 3R + Renewable に係る取組を進めるため、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定した。
- プラスチック使用製品の使用の合理化の促進、プラスチックの再生利用等の促進及びクリーン活動の拡大等を重点方策に位置付け、取組を推進する。

2 現状と課題

(1) 現状

ア 神奈川県の海岸

- 神奈川県の海岸は、東側の東京湾沿岸と南側の相模湾沿岸に区分される。
- 相模湾沿岸は、自然海岸が多く残されており、古くから観光や漁業など様々な利用がされている。また、一級河川である相模川をはじめ、多くの河川が流入している。

イ 海岸清掃の現状（美化財団の取組）

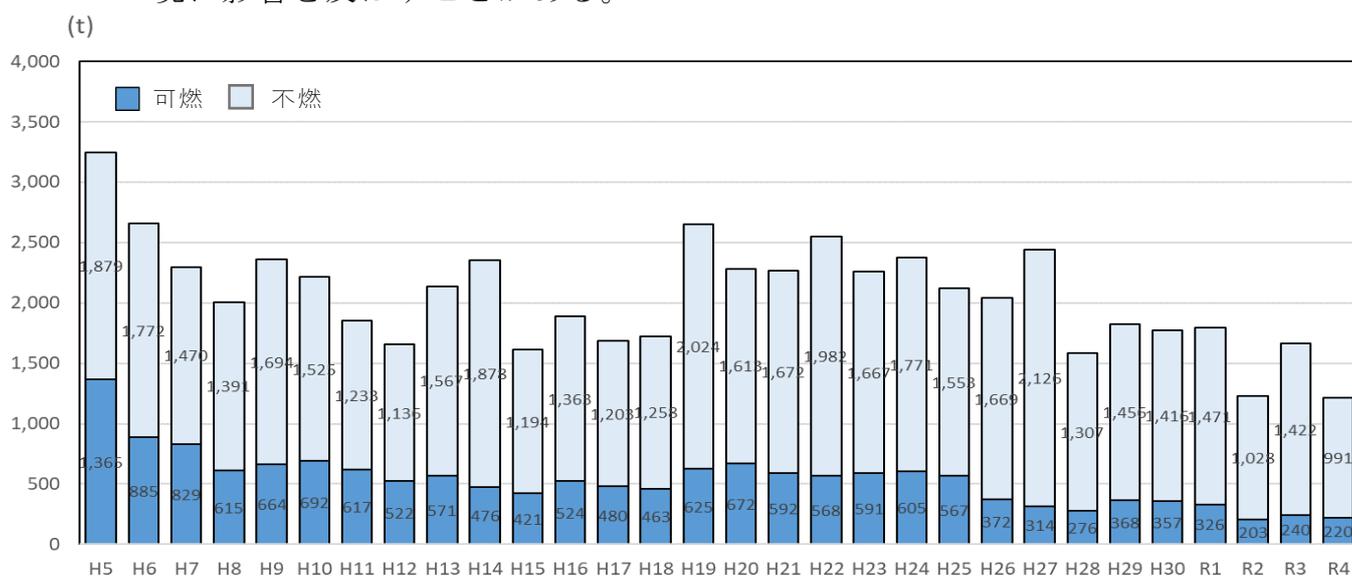
- 県と相模湾沿岸 13 市町（横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町及び湯河原町）により、海岸清掃を計画的・効率的に行う海岸清掃実施主体の一元化、海岸美化の推進・発信の拠点として、1991（平成 3）年に「財団法人かな

がわ海岸美化財団」が設立された。

- 2011（平成 23）年からは公益財団法人として、重点区域の一元的な清掃のみならず、美化啓発事業、美化団体支援事業及び調査研究事業等を実施している。

ウ 海岸漂着物等の現状

- 相模湾沿岸では、多くのごみが河川を通じて海岸へ漂着しており、海岸漂着物等には、流木や木屑等の自然物に加え、ペットボトルやビニール袋、たばこのフィルター等の生活系ごみが多く含まれている。
- 海岸漂着物の処理量（美化財団が回収し、処理が行われた量。海藻は含まない。以下同じ。）は、近年、概ね横ばい傾向で推移している。（下図参照）
- 美化財団が 1992（平成 4）年から 1995（平成 7）年に行った海岸漂着物の調査によると、海岸漂着物の約 7 割が内陸地域から河川を通じて流出していることが判明している。
- 不法投棄やポイ捨てされたごみは、降雨により河川に流出し、海岸に集まることがある。県内の不法投棄量、不法投棄箇所数は、近年、横ばい傾向で推移している。
- 県では 2017（平成 29）年度以降マイクロプラスチックの発生源を把握する調査を実施しているが、その結果から、相模湾に漂着するマイクロプラスチックは、外洋から運ばれてくるものよりも、内陸から河川を通じて流出してくるものの方が大きいと推察されている。
- 県が 2019（令和元）年から県内 4 地点の海岸において海岸漂着物の組成調査を行った結果、人工物のうちプラスチックごみの割合は多い地点では 5 割、少ない地点では 1 割程度だった。
- 漂流ごみ等は、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋環境に影響を及ぼすことがある。



海岸漂着物の処理量の推移

(2) 課題

- 相模湾沿岸の海岸漂着物の処理量は、概ね横ばいで推移しており、美化財団によると、人工ごみのうちプラスチックごみの割合が1992（平成4）年～1994（平成6）年の調査結果（40.9％）に比べて、2016（平成28）年～2018（平成30）年の調査結果（57.1％）では約1.4倍に増加している。
- マイクロプラスチックによる海域の生態系への影響が懸念されており、プラスチックごみの削減及び公共用水域への流出を防止することが必要である。
- 不法投棄の量や不法投棄箇所数は、近年横ばいで推移しており、不法投棄の撲滅に向けて、市町村、関係団体、事業者等との連携を図る必要がある。
- 漂流ごみ等については、海岸における美化推進の観点はもとより、港湾施設や漁港施設の管理上の観点からも、施設管理者との協力体制の構築が必要である。
- 美化財団による相模湾沿岸における海岸漂着物の回収処理のみならず、内陸部と沿岸域が一体となった、更なる発生抑制対策をより推進していくことが必要となる。

3 改定のポイント

- 海岸漂着物等は山、川、海へとつながる流れを通じて海岸に漂着したものであるため、内陸部の市町村や河川管理者の役割を明確化し、内陸部と沿岸域が一体となった、更なる発生抑制対策を推進する。

⇒内陸部の市町村等の役割を明確化

- 港湾施設及び漁港施設（横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸に所在するものに限る。以下同じ。）の管理者との連携協力を進め、沿岸域における切れ目のない円滑な処理や発生抑制対策の推進を図る。

⇒港湾施設及び漁港施設との連携協力

- 漂流ごみ等を海岸漂着物等に追加することに伴い、日常的に海域を利用する漁業者等の自主的な協力を得るなど、円滑な処理の推進を図る。

⇒漂流ごみ等の円滑な処理

- 県は、ごみの散乱防止などの周知啓発等に努めるとともに、排出実態を把握する調査に取り組み、事業者等は、プラスチックが環境中へ流出しないよう、製品等を適正に管理する等の対策を行う。

⇒マイクロプラスチック対策

4 改定素案の概要

(1) 県の目指す姿

- 重点区域においては、美化財団が中心となって一体的な清掃活動を行うと

いう本県の強みを最大限に活かしつつ、近年横ばい傾向にある、流木や海藻を除いた人工ごみについて、円滑な処理と発生抑制対策を進める。

- また、港湾施設及び漁港施設、内陸部における市町村といった重点区域以外の地域においても、一体となった発生抑制対策を進め、人工ごみのない美しいかながわの海岸を目指す。
- プラスチックごみについては、「かながわプラごみゼロ宣言」や「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」の趣旨を踏まえ、排出抑制を実施したうえで再使用・再生利用を進め、それでも環境中に流出してしまったプラスチックごみは、クリーン活動の拡大等により回収する。
- また、プラスチックごみ以外の金属類等他の人工ごみについても、環境中へ流出しないよう排出抑制を進める。

※計画期間において、関連する次の事項について各年度の結果を把握した上で、必要な取組を検討する。

- ・ 海岸漂着物の処理量
- ・ 海岸清掃ボランティア参加者数
- ・ 海岸漂着物の組成

(神奈川県プラスチック資源循環推進等計画における進行管理項目)

(2) 計画期間

○2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

廃棄物対策の県全体の基本的方向を定めた「循環型社会づくり計画」（本年度改定後の計画）では、計画目標を定め、目標年度を2030（令和12）年度としていること、「かながわプラごみゼロ宣言」では、2030（令和12）年度までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラスチックごみゼロを目指すとしていること等を鑑みて設定する。

(3) 改定計画の概要

本計画では、重点区域を設定して、重点的に円滑な処理及び発生抑制対策を進めるとともに、重点区域以外の地域においても、重点区域と一体となった発生抑制対策を進めるものとする。

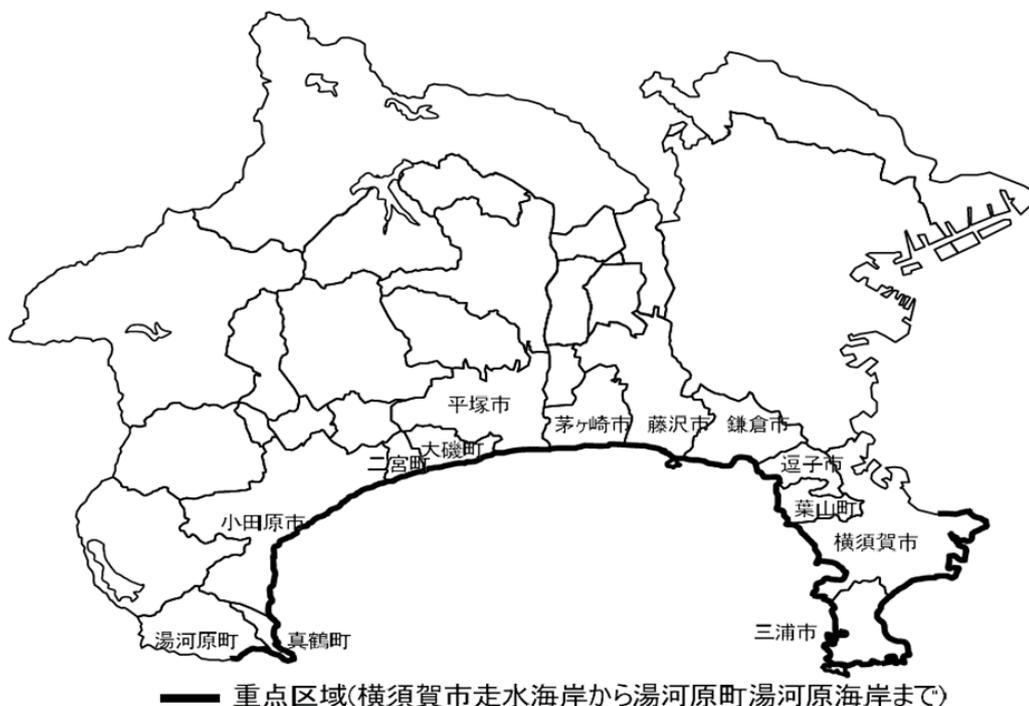
ア 重点区域の範囲（現行計画から変更なし）

重点区域は、横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸（港湾施設及び漁港施設を除く。）、河川河口部及び海岸砂防林（延長約150km）とする。

- 相模湾沿岸は、海水浴等の利用や沿岸漁業等の産業的利用といった多様な利用がされており、美化財団による総合的・一体的・効果的・効率的な清掃が行われてきた。
- こうした自然的・社会的な背景を踏まえ、重点区域の範囲は現行計画と同様とする。

イ 重点区域以外の地域について

- 重点区域が設定されている沿岸 13 市町以外の内陸部の市町村等も含め、発生抑制対策の取組を進める。
- 漂流ごみ等の発生により、漁業や観光業などに支障を及ぼす場合があるため、港湾施設及び漁港施設の管理者による漂流ごみ等への対応に関して、県及び沿岸 13 市町は、情報提供等の必要な協力を行う。



ウ 海岸漂着物等に関する基本的方策の主な改定事項

【内陸部の市町村等の役割を明確化】

- 海岸漂着物等は山、川、海へとつながる流れを通じて海岸に漂着したものであるため、内陸部と沿岸域が一体となって発生抑制対策に取り組むよう、内陸部の市町村等の役割を明確化する。
- 内陸部の市町村は、清掃活動や集積場等からの身近なごみの流出・飛散の防止、不法投棄・ポイ捨ての撲滅、河川管理者による河川ごみの回収等を一層推進するとともに、県民一人ひとりが自分事として捉え、行動することが必要であることについて、イベントや講習会、各種広報媒体等を通じ、機会を捉えて普及啓発を行うなど、海岸漂着物等の削減に努める。
- 河川管理者は、管理する河川区域の清掃を行うとともに、不法投棄の禁止、ごみの持ち帰りの呼びかけ等の普及啓発活動の取組を一層推進することにより、海岸漂着物等の削減に努める。

【港湾施設及び漁港施設との連携協力】

- 港湾施設及び漁港施設の管理者は、県、市町村、関係団体等と連携協力をし、管理する港湾・漁港の一層の清掃活動の推進に努め、沿岸域における

切れ目のない海岸漂着物対策に取り組む。

- 県や沿岸 13 市町、関係団体等は、海岸漂着物対策に資する情報を港湾施設及び漁港施設の管理者と積極的に共有するなどの支援を行う。

【漂流ごみ等の円滑な処理】

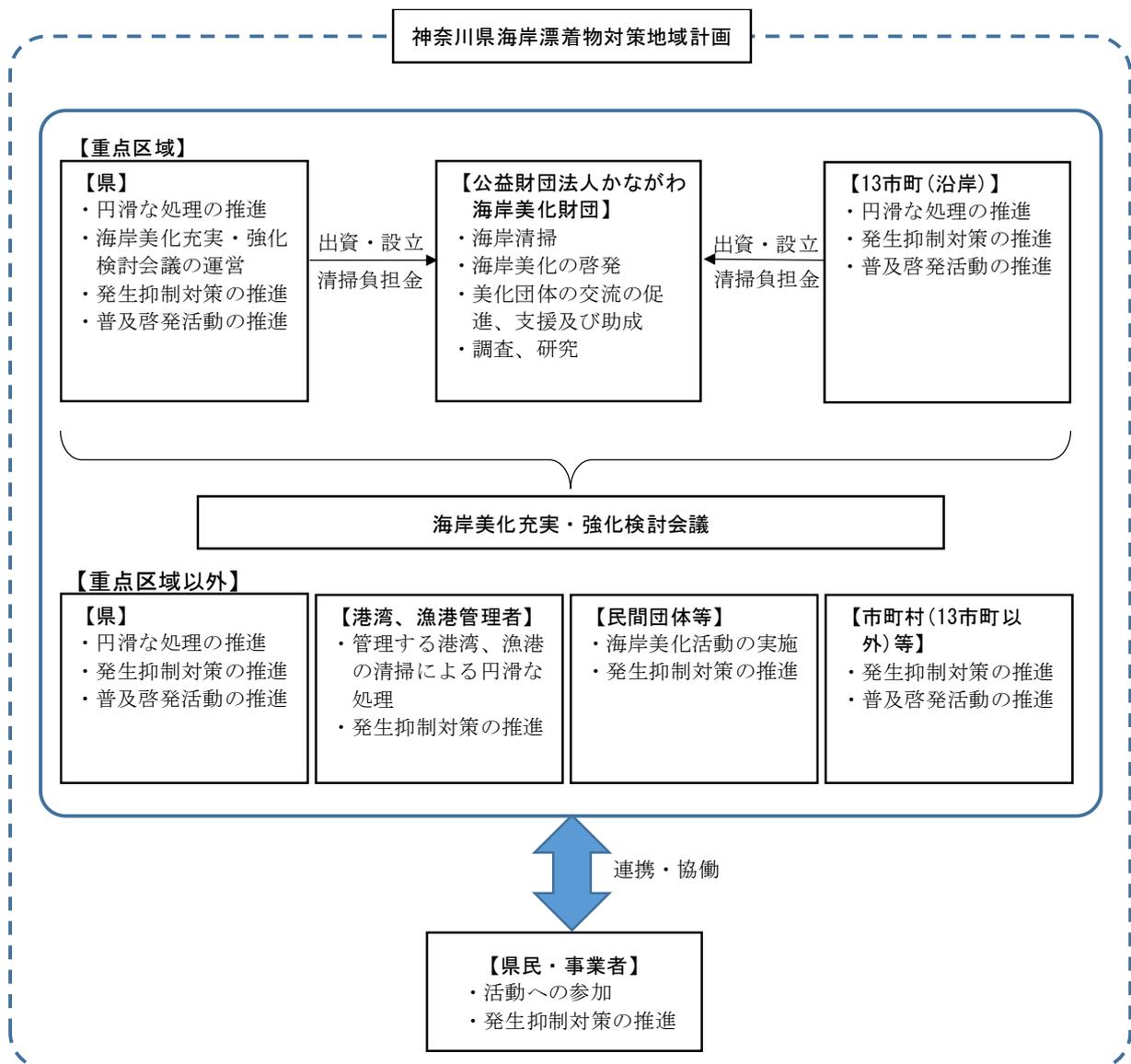
- 漂流ごみ等は、従来から実施している沿岸域における清掃活動等により処理することは困難であることから、日常的に海域を利用する漁業者等の自主的な協力を得るとともに、沿岸 13 市町及び漁港施設の管理者が協力して、漁業者等が自主的に回収した漂流ごみ等を引き取って処分を行うなど、円滑な処理の推進を図る。

【マイクロプラスチック対策】

- マイクロプラスチックは微細で回収・処分が困難であることから、県は、プラスチックごみが意図せず環境中に排出されないよう、ごみの散乱防止などの周知啓発等に努めるとともに、排出実態を把握する調査に取り組む。
- 事業者等は、プラスチックが環境中へ流出しないよう、製品等を適正に管理する等の対策を行う。

エ 関係者の役割分担及び相互協力

港湾施設及び漁港施設の管理者、沿岸 13 市町以外の市町村等を含めた役割分担と相互協力の体制は、次のとおりとする。



オ 海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項

- モニタリング等の実施
 - ・県が実施している海岸漂着物等の実態把握及び発生源の推定のため、海岸漂着物組成調査を継続して実施する。
 - ・美化財団は、海岸漂着物等の回収量や種類等を調査分析する。美化財団が調査分析した結果を蓄積するとともに、県の施策の効果検証等に活用する。
- 災害等の緊急時における対応
 - ・風水害による大量の海岸漂着物等の発生の際の対応については、「神奈川県災害廃棄物処理計画」との整合を図る。また、危険物・不審物の漂着が見られる場合の緊急時の対応等として、関係者間で共有を図る。
- 他の関連計画との整合

- ・「神奈川県循環型社会づくり計画」、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」などの関連計画と整合を図る。

○計画の見直し

- ・計画期間を2030（令和12）年度までと設定したが、状況の変化等が生じた場合には計画の最終年度を待たずに見直す。

5 今後のスケジュール

- R5年8月 環境審議会で改定素案を審議
- 9月 環境農政常任委員会へ改定素案を報告
- 10月 県民意見募集、市町村等へ改定素案の意見照会
- 12月 海岸美化充実・強化検討会議、環境審議会で改定案を審議
- R6年2月 環境農政常任委員会へ改定案を報告
- 3月 計画改定